

## 令和5年度 四国中央市 一般会計補正予算（第5号）の概要

国の総合経済対策に係る補正予算に対応し、低所得世帯への支援に係る経費や、当市の基幹産業である製紙企業への支援に係る経費について計上します。また、令和5年人事院勧告に基づき国家公務員と同様の給与改定等を行うため、追加補正予算案を編成し、12月議会に追加提案します。

### 1 補正予算の規模

10億5,500万円（補正後予算額 458億1,900万円）

【歳入】 国庫支出金 8億7,387万9千円、繰越金 1億8,112万1千円

### 2 補正予算の内容

継続 **I 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援事業** **7億1,200万円**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得世帯に対し7万円の給付金を支給します。

新規 **II 工業用水道料金負担軽減事業** **2億5,000万円**

原材料価格や電気料金等の高騰により、非常に厳しい経営を強いられている当市の基幹産業である製紙企業に対して、物価高騰対策支援として工業用水道料金を3か月間、3割減額します。

**III 令和5年人事院勧告に伴う給与改定** **8,100万円**

令和5年人事院勧告に基づき国家公務員の令和5年度の給料月額の改定及び期末勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、当市の職員に対しても同様の改定を行います。

**IV その他** **1,200万円**

社会資本整備総合交付金の交付内示の増額に伴い、社会資本整備総合交付金事業に係る事業費を増額します。

## 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援事業

1. 担当課	福祉部 生活福祉課
2. 事業目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得世帯に対し給付金を支給する。支給の対象者と金額は、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円を支給する。
3. 事業費総額	7億1,200万円 (国庫補助事業：補助率10/10の見込)
4. 事業費内訳	給付金 7億円（支給対象者 @7万円×10,000世帯） 事務費 1,200万円（システム改修委託料、振込手数料等）
5. 事業内容及び対象世帯	支給対象者 基準日（R5.12.1）時点で世帯全員が対象年度分の住民税均等割が非課税である者又は市の条例により住民税均等割が免除された者である世帯の世帯主 ※ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く
6. 対象世帯見込数	10,000世帯（参考：R5物価高騰対策支援給付金(3万円)実績）
7. 給付額	1世帯当たり7万円
8. 給付方法	口座振込又は現金支給
9. スケジュール	【低所得世帯への給付】 ○ 令和5年12月下旬…対象とみなされる世帯に関係書類送付予定 ○ 令和6年1月下旬…初回振込予定  ※プッシュ型で支給。ただし、転入者等で住民税の課税状況が確認できない世帯や当該給付金の入金先の確認などが必要となる世帯については、市から送付する申請書類の返送が必要 ※過去の給付事業を参考とし、最短で事業開始した場合を想定

## 工業用水道料金負担軽減事業

1. 担当課	経済部 産業支援課 水道局 水道総務課												
2. 事業目的	原材料価格や電気料金等の高騰により地域間競争力が低下し、非常に厳しい経営を強いられている当市の基幹産業である製紙企業に対して、エネルギー等の物価高騰対策支援として工業用水道料金を3か月間、3割減額し、企業活動の継続と従業員等の生活支援を行うことを目的とする。												
3. 事業費総額	2億5,000万円												
4. 事業内容	<p>工業用水道料金の3か月分を30%減額する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新宮水系（33工場）</td> <td style="width: 30%;">1月分～3月分</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">7,800万円（税込み）</td> </tr> <tr> <td>柳瀬水系（18工場）</td> <td>1月分～3月分</td> <td style="text-align: right;">1,500万円（税込み）</td> </tr> <tr> <td>富郷水系（26工場）</td> <td>1月分～3月分</td> <td style="text-align: right;">1億5,700万円（税込み）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計（77工場）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2億5,000万円（税込み）</td> </tr> </table>	新宮水系（33工場）	1月分～3月分	7,800万円（税込み）	柳瀬水系（18工場）	1月分～3月分	1,500万円（税込み）	富郷水系（26工場）	1月分～3月分	1億5,700万円（税込み）	計（77工場）		2億5,000万円（税込み）
新宮水系（33工場）	1月分～3月分	7,800万円（税込み）											
柳瀬水系（18工場）	1月分～3月分	1,500万円（税込み）											
富郷水系（26工場）	1月分～3月分	1億5,700万円（税込み）											
計（77工場）		2億5,000万円（税込み）											
5. 対象者及び件数	水道局と給水契約を結ぶ工業用水使用者 34社37工場（延べ77工場）												
6. 対象期間	令和6年1月～3月請求分（3か月間） （令和5年12月～令和6年2月使用分）												
7. 手続	使用者が行う手続は不要であり、水道局が減額した金額で請求する。												
8. スケジュール	令和6年1月請求時に合わせて周知予定												

## 令和5年人事院勧告に伴う給与改定

1. 担当課	総務部 人事課
2. 概要	令和5年人事院勧告に基づき国家公務員の令和5年度の給料月額を増額改定及び期末勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、当市の職員に対しても同様に改定するため職員給与を増額するもの
3. 改定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 給料月額 平均+1.17%改定</li> <li>• 期末勤勉手当支給割合（年間） 4.4→4.5（+0.1）</li> </ul>
4. 補正額	8,100万円
5. 補正額内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 給料改定分 <span style="float: right;">3,000万円</span></li> <li>• 期末勤勉手当改定分 <span style="float: right;">3,900万円</span></li> <li>• 共済費等 <span style="float: right;">1,200万円</span></li> </ul>